

提

部長

輔佐

庶務

75

資料部第七一号

梁子燦輝による揚子河調査に因る件

昭和二十四年三月五日

資料部宛

連日如留名
連日如留名
首題の件別冊の如く
二冊送付

提
取
の

75

軍

0926

部長 21/12
 山崎 輔
 佐務

資料整理部

陸軍

資料整理部

一九四九年

昭和廿四年十二月廿日

資料整理部

一九四九年十一月一日附日米連絡部發外務省送給の電書に依り

首途調査案一編送來案不^レ了の通り維持する。

資料整理部

十。送附一九四九年十一月一日附日米連絡部發外務省送給の電書

一、^左、相繼ぎに於ける原子爆撃による損害で記録にあるものの数は左の通りである。

場所	区分	軍人	軍馬	計
廣島	戦死	四、〇二一	四三五	四、四五六
	戦傷死	二、七一一	一六二	二、八七三

0926-2

昭和

長崎					慶島		
計	戦傷	状況不明	戦傷死	戦死	計	戦傷	戦況不明
九八	七	〇	二一	七〇	六、八六六	一三一	三
五	〇	〇	二	三	五九九	二	〇
一〇三	七	〇	二三	七三	七、四六五	一三三	三

a. 右調査は都道府縣國民生部世務課に保管している所の軍人軍属の名簿全部を調査し集計したもので現在に於ては日本政府として最も確實な数である。

b. 右の表の「戦死」は病院に收容する前に死亡した者、「戦傷死」は病院に收容後死亡した者、「状況不明」は原簿に於ては「戦傷死」に死亡したものとは判断されるが未だ確實な證據を得られない者、

東京小笠原

0926-3

「戦傷」は戦傷補給を給し恩給法による恩給請求手続をした者である。従つて恩給法に該当しない軽傷を負傷者は本費の外相当多数ある筈であるが其の資料はない。

一九四九年 月 日

発

類

第 二 編

（一九四九、一一、一七、連絡第六

四六五號復興局連絡課長発外務省連絡局長宛原子爆弾による損害について）は要索せられたい。

昭和 陸軍関係損害は一九四九年 月 日

日

発

宛

第 二 編

（一九四九、一一、八、復二編一二四

八號二編復興局連絡課長発外務省連絡局長宛原子爆弾による被害資料の件）の通りである。（証、廣島、戦死、軍人一〇三、軍属七七、計一八〇、戦傷死、軍人四五、軍属二四、計六九、戦傷、軍人四、軍属二、計六、失踪、戦死、軍人七五、軍属三、

0926-4

計七八、戦傷死軍人六九、車禍三、計七二、戦傷、軍人一五、
車禍〇、計一五一

東京小津館

0926-5

資整庶第七一號

原子爆彈による損害調査に關する件

昭和二十四年十二月二十二日

資料整理部長

連絡課長殿

連絡報第六七三號に基く首題の件別冊の如く貳部送付する

陸軍



東京小津橋

0926-6

原子爆弾による損害について

一九四九年十二月二十二日

引揚援護廳復員局

殿

一九四九年十一月一日附日本連絡部發外務省連絡局宛覺書に依る
首題の件左の通り報告する

左記

一、舊陸軍に於ける原子爆弾による損害で記録にあるものの数は左
の通りである

場所	區分		軍人	軍屬	計
	戦死	戦傷死			
廣島	四〇二一	二七一	三	〇	三
狀況不明					

備考

長崎						
計	戦傷	状況不明	戦傷死	戦死	計	戦傷
九八	七	〇	二一	七〇	六八六六	一三一
五	〇	〇	二	三	五九九	二
一〇三	七	〇	二三	七三	七四六五	一三三

a 右調査は都道府縣廳民生部世話課に保管している所の軍人軍屬の名簿全部を調査し集計したもので現在に於ては日本政府として最も確實な数である

b 右の表の「戦死」は病院に收容する前に死亡した者、「戦傷死」は病院に收容後死亡した者、「状況不明」は原子爆弾によつて死亡したものと判断されるが未だ確實な證據が得られたい者、「戦傷」は機能障礙を貽し恩給請求手續をした者である。従つて恩給法に該當しない輕易な

負傷者は本表の外相當多數ある筈であるが其の資料はた

附記

一九四九年 月 日 發 宛

第 號 (一九四九、一一、一七、連絡

發六四六五號復員局連絡課長發外務省連絡局長宛原子

爆彈による損害については廢棄せられたい。

三 舊海軍關係損害は一九四九年 月 日 發 宛

第 號 (一九四九、一一、八、復二第一

二四八號二復殘務處理部長發外務省連絡局長宛原子爆彈による

被害資料の件の通りである。(註、廣島、戦死、軍人一〇三、

軍屬七七、計一八〇、戦傷死、軍人四五、軍屬二四、計六九、

戦傷、軍人四、軍屬二、計六、長崎、戦死、軍人七五、軍屬三、

計七八、戦傷死軍人六九、軍屬三、計七十二、戦傷、軍人一五、

重
編
○
、
計
一
五
一

東
京
小
津
繪

0930

原子爆弾による損害について

一九四九年十二月二十二日

引揚援護廳復員局

殿

一九四九年十一月一日附日本連絡部發外務省連絡局宛覺書に依る首題の件左の通り報告する

左記

一、舊陸軍に於ける原子爆弾による損害で記録にあるものの數は左の通りである

廣島	場所		區分	軍人	軍屬	計
	戰死	戰傷死				
	四〇二一	二、七一			四三五	四、四五六
		一六二			〇	二、八七三
		狀況不明		三		三

備考

長崎						
計	戦傷	状況不明	戦傷死	戦死	計	戦傷
九八	七	〇	二一	七〇	六八六	一三一
五	〇	〇	二	三	五九九	二
一〇三	七	〇	二三	七三	七四六	一三三

a 右調査は都道府縣廳民生部世話課に保管している所の軍人軍屬の名簿全部を調査し集計したもので現在に於ては日本政府として最も確實な數である

b 右の表の「戦死」は病院に收容する前に死亡した者、「戦傷死」は病院に收容後死亡した者、「状況不明」は原子爆弾によつて死亡したものと判断されるが未だ確實な證據が得られない者、「戦傷」は機能障礙を胎し恩給請求手續をした者である。従つて恩給法に該當しない輕易な

長崎小澤船

0932

負傷者は本表の外相當多數ある筈であるが其の資料はた

附記

一九四九年

月

日

發

宛

第 號

（一九四九、一一、一七、連絡

發六四六五號復員局連絡課長發外務省連絡局長宛原子
爆彈による損害については廢棄せられたい。

二、舊海軍關係損害は一九四九年

月

日

發

宛

第 號

（一九四九、一一、八、復二第一

二四八號二復殘務處理部長發外務省連絡局長宛原子爆彈による
被害資料の件）の通りである。（註、廣島、戰死、軍人一〇三、
軍屬七七、計一八〇、戰傷死、軍人四五、軍屬二四、計六九、
戰傷、軍人四、軍屬二、計六、長崎、戰死、軍人七五、軍屬三、
計七八、戰傷死軍人六九、軍屬三、計七十二、戰傷、軍人一五、

軍屬〇、計一五一

1. 1. 1.

東京小津

0934

5
新長

資整庶第七一號

原子爆弾による損害調査に關する件

昭和二十四年十二月二十二日

資料整理部長

連絡課長殿

連絡報第六七三號に基く首題の件別冊の如く貳部送付する

陸軍

東京小津橋

0935

原子爆弾による損害について

一九四九年十二月二十二日

引揚 櫻 藤 藤 復 員 局

農

一九四九年十一月一日附日本連絡部發外務省連絡局宛電書に依る
首題の件左の通り報告する

左記

一、舊陸軍に於ける原子爆弾による損害で記録のあるものの数は左の通りである

場所	區分	軍人		計
		重	輕	
廣島	戦死	四〇二一	四三五	四四五六
	戦傷死	二七一	一六二	三八七三
	状況不明	三	〇	三

備考

長崎		計	
戦傷	戦死	戦傷	戦死
一三一	七〇	六八六	七〇
二	二	五九九	二
一三三	〇	七四六	〇
七	〇	九	〇
七	〇	七	〇
九八	〇	五	〇
七	〇	一〇三	〇

右調査は都道府縣廳民生部世話課に保管している所の軍人軍屬の名簿全部を調査し集計したもので現在に於ては日本政府として最も確實な数である

右の表の「戦死」は病院に收容する前に死亡した者、「戦傷死」は病院に收容後死亡した者、「状況不明」は原子爆弾によつて死亡したものと判断されるが未だ確實な證據が得られたい者、「戦傷」は機能障礙を胎し恩給請求手續をした者である。従つて恩給法に該當しないうる輕易な

負傷者は本表の外相當多數ある等であるが其の資料は

附記

一九四九年 月 日 券

宛

第 號

一九四九、一一、一七、連絡

券六四六五號復員局連絡課長券外務省連絡局長宛原子爆弾による損害については廢棄せられたる。

二、海軍關係損害は一九四九年 月 日 券

宛

第 號

一九四九、一一、八、復二第一

二四八號二復殘務處理部長券外務省連絡局長宛原子爆弾による被害資料の件への通りである。(註、廣島、戦死、軍人一〇三、軍艦七七、計一八〇、戦傷死、軍人四五、軍艦二四、計六九、戦傷、軍人四、軍艦二、計六、長崎、戦死、軍人七五、軍艦三、計七八、戦傷死軍人六九、軍艦三、計七十二、戦傷、軍人一五、

圖
書
○
計
一
五
一

東京小澤橋

0939